

里帰り先における妊産婦健康診査 ～費用の償還払い（払い戻し）について～

沖縄県外の医療機関にて妊産婦健康診査を受診した方は、償還払い(払い戻し)の申請をお願いします。

石垣市における妊産婦健康診査の助成の上限額

妊婦健診	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	HTLV-1抗体検査	HIV/風疹/クラミジア
助成の上限額	9,000円	5,000円	6,000円	6,000円	6,000円	2,290円	5,640円

※1回目～5回目は使用できる週数が決まっています。

9-1回	9-2回	9-3回	9-4回	9-5回	9-6回	9-7回	9-8回	9-9回
5,040円	9,820円	5,040円	9,290円	5,040円	9,820円	5,040円	5,040円	5,040円

※9-1回～9-9回は使用する順番は決まっていません。

産婦健診	1回目	2回目
助成の上限額	5,000円	5,000円

※1回目は産後2週間前後、2回目は産後1ヶ月前後の使用となります。
(産後8週間を超えると受診できません。)

※ただし、こころの健康チェック(エンジンバラ産後うつ病質問票等)を実施していない場合は、助成の対象外となります。

<対象者>

石垣市に住所を有している方で、里帰り等のため沖縄県外(国内)の医療機関で妊産婦健康診査を受診した方(産婦健診は産後8週以内の産婦さん)

<次のような場合は払い戻しの対象外となります>

- ・助成の上限額を超えた費用
- ・健康保険適用の診療
- ・妊娠判定のための診療等
- ・受診票の項目にない検査
- ・初診料

<注意事項>

- ・妊産婦健診受診票 1枚目(受診日・病院名医師名記入・押印有りのあるもの)を申請の際に、健康福祉センターへ提出して下さい
※受診票に検査結果記入もお願いします。
- ・受診票の使用は1回につき1枚です。
※HTLV-1抗体価検査及び風疹/HIV抗体価/クラミジア抗原検査については併せて使用することができます。

<申請方法>

妊産婦健診を受診した後、石垣市健康福祉センター窓口 又は郵送で申請してください。

- ・石垣市妊産婦健康診査費用(償還払い)助成金交付申請書
- ・妊産婦健康診査受診票 1枚目(受診日・病院名医師名記入・押印有りもの)
- ・受診した医療機関が発行する領収書(原本)
※医療機関・助産所で「明細書」が発行されている場合は、領収書と併せて提出をお願いします。
- ・振込先口座通帳の写し(妊産婦ご本人名義)
※申請期限は、いずれも最後の受診日から1年以内にすべて提出願います。

<お問い合わせ先・申請窓口>

石垣市健康福祉センター

〒907-0004

<受付時間>

石垣市字登野城1357-1

午前8時30分～12時

Tel: 0980-88-0088

妊産婦健診担当宛て

午後1時～5時15分

Fax: 0980-88-0087